

八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議設置要綱

(平成16年7月1日施行)

(趣旨)

第1条 ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）を防止し、その被害者（法第1条第2項に規定する被害者をいう。以下同じ。）を保護するため、関係機関が協力し、市民の生命又は身体の安全の確保及び、安定した生活を守ることを目的として八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ドメスティック・バイオレンス被害者及びその家族の生命又は身体の安全の確保及び安定した生活を支援するために必要な関係機関の連絡調整
- (2) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 連絡会議の参加者は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(参加者の参加期間)

第4条 参加者に参加を依頼する期間は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(意見聴取等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(関係機関担当者会)

第6条 連絡会議に八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援関係機関担当者会（以下「関係機関担当者会」という。）を置く。

2 関係機関担当者会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市内におけるドメスティック・バイオレンスの現状把握
- (2) 関係機関相互の情報の共有化と意見交換

3 関係機関担当者会の組織は、別表2に掲げる者をもって構成する。

(事務局)

第7条 連絡会議及び関係機関担当者会の事務局は、市民活動推進部男女共同参画課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は平成16年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年4月20日から施行する。

附則

この要綱は平成21年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年10月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年8月26日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年6月1日から施行する。

別表 1

八王子市ドメスティック・バイオレンス
被害者支援連絡会議参加者

所属・勤務先及び役職
警視庁 八王子警察署 生活安全課長
警視庁 高尾警察署 生活安全課長
警視庁 南大沢警察署 生活安全課長
東京法務局 八王子支局 総務課長
東京都 女性相談センター 多摩支所長
八王子市私立幼稚園協会を代表する者
八王子市私立保育園協会を代表する者
八王子市公立小学校長会を代表する者
八王子市公立中学校長会を代表する者
弁護士
八王子市医師会を代表する者
八王子市医師会（救急医療機関）を代表する者
八王子市 民生委員・児童委員
学識経験者
民間団体を代表する者
市民活動推進部 男女共同参画課長
市民部 市民課長
福祉部 生活自立支援課長
医療保険部 大横保健福祉センター館長
医療保険部 東浅川保健福祉センター館長
医療保険部 南大沢保健福祉センター館長
健康部 保健対策課長
子ども家庭部 子育て支援課長
子ども家庭部 子ども家庭支援センター館長

別表 2

八王子市ドメスティック・バイオレンス
被害者支援関係機関担当者会組織

所属・勤務先
警視庁八王子警察署生活安全課
警視庁高尾警察署生活安全課
警視庁南大沢警察署生活安全課
東京法務局八王子支局総務課
東京都八王子児童相談所
東京都女性相談センター多摩支所
母子生活支援施設リフレここのえ
市民活動推進部 多文化共生推進課
市民活動推進部 男女共同参画課
市民部 市民生活課
市民部 市民課
福祉部 高齢者福祉課
福祉部 障害者福祉課
福祉部 生活自立支援課
医療保険部 保険年金課
医療保険部 大横保健福祉センター
医療保険部 東浅川保健福祉センター
医療保険部 南大沢保健福祉センター
健康部 保健対策課
子ども家庭部 子育て支援課
子ども家庭部 子ども家庭支援センター
まちなみ整備部 住宅政策課
学校教育部 教育支援課